○国土交通省告示第八百八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の五第一項の規定に基づき、平成二十七年国土交通省告示第六百九十一号の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

別表の十二の項指定をした日欄中「六月一日」を「六月八日」に改め、同項の指定の有効期間欄中「平成二十七年」を「平成三十二年」に改める。

○防衛省告示第百二十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年六月二十五日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十七年七月七日（予備、同月八日）の〇六〇〇から一七〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四四秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年六月二十五日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十七年七月八日及び同月九日（予備、同月十日）の毎日の〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(イ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(ウ)　東経一二八度四五分五二秒　北緯三一度〇九分五二秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒　北緯三一度四七分一二秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年六月二十五日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十七年七月八日及び同月九日（予備、同月十日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第二百八十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月二十五日

関東地方整備局長　越智　繁雄

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十六号

(三)　道路の区域

区間　川越市旭町一丁目三番七一地内

変更前　前　二一・一四〜二七・四九メートル

変更後　後　二一・一四〜二七・四九メートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○関東地方整備局告示第二百八十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月二十五日

関東地方整備局長　越智　繁雄

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十八号

(三)　道路の区域

区間　安中市原市字下原六一一番七から同市原市字下町南六三四番一まで

変更前　前　一一・二〇〜一二・九〇メートル

変更後　後　一二・二〇〜二六・三〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百八十二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月二十五日

関東地方整備局長　越智　繁雄

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　道路の区域

区間　横浜市栄区公田町字荒井沢一〇〇三番二地先から同市栄区公田町字中谷八九六番一まで

変更前　前　一八・二一〜八五・九三メートル

変更後　後　三五・二二〜一三八・四八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○関東地方整備局告示第二百八十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月二十五日

関東地方整備局長　越智　繁雄